

**令和4年度京ものクオリティ市場創出事業  
(伝統産業事業者支援コーディネート業務)  
企画提案募集要項**

**1 委託業務の趣旨・目的**

コロナ禍により消費者のモノに対する価値観が大きく変化している中、京都の伝統産業が、長年の歴史の中で培った京都の文化力を重要な資源として、次世代のライフスタイルや世界市場で存在感を持つ産業（＝生活文化提案型産業）へと変革していくことを目指し、京都の伝統産業事業者が取り組む新商品開発や海外展開等の新規マーケット開拓を、専門家の立場から指導・助言（伴走支援）することで、事業者の成長・発展を総合的にサポートすることを目的とする。

なお、本事業は「令和4年度京都府当初予算の成立」を前提に実施される停止条件付き事業であり、京都府の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

**2 委託業務の概要**

- (1) 業 務 名 令和4年度京ものクオリティ市場創出事業（伝統産業事業者支援コーディネート業務）
- (2) 業 務 内 容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 委 託 上 限 額 8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

**3 参加資格**

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 伝統産業をはじめとする事業者支援業務の経験を有していること。

#### 4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府商工労働観光部染織・工芸課  
電話：075-414-4858 FAX：075-414-4870  
メールアドレス：[senshoku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:senshoku@pref.kyoto.lg.jp)

(2) 募集要項等の配布

- ア 配布期間：公募開始日～令和4年4月1日（金）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。受付最終日については正午まで。）
- イ 配布場所及び受付場所  
上記(1)の担当部署で配布するほか、以下に掲げるホームページからダウンロードできる。
  - 京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」  
(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)
  - 京都府商工労働観光部染織・工芸課のホームページ内の「新着情報」ページ  
(<http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/093/shinchaku.html>)

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：公募開始日～令和4年4月1日（金）  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：(1)に同じ。
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限日の午後5時必着）

#### 5 事前説明会

- (1) 開催日時：令和4年3月11日（金） 午前10時～11時
- (2) 開催場所：Zoomによるオンライン方式
- (3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会開催日前日までに4(1)の問合せ先にメールで会社名、出席者名、連絡先等を連絡すること。（オンライン参加アドレスについては当該メールへの返信にて送信）  
なお、事前説明会への参加は任意であり、企画提案の参加要件とはしない。

#### 6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和4年3月16日（水） 午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)の担当部署に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
  - ア 件名は「令和4年度京ものクオリティ市場創出事業（伝統産業事業者支援コーディネート業務）に関する質問」とすること。
  - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

- (4) 回答方法：質問への回答は、京都府商工労働観光部染織・工芸課のホームページ内の本企画提案募集ページ内に質問毎に随時掲示し、個別には回答しない。

## 7 応募書類

### (1) 提出書類

下記の書類を5部（正本1部、副本4部）提出すること。

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案書（任意様式）

提示する仕様書を基に具体的に提案すること。（なお、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれを類推できるような事項を記載しないこと。）

ウ 経費見積書（任意様式）

エ 京都府税の滞納がないことの証明（様式2）

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピーも可。

カ 団体概要書（様式3）

キ 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式4）

ク 「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の2点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）

なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

以上の書類に加え、提案事業者が以下の場合は、それぞれ記載の書類を添付すること。

<提案事業者が法人の場合>

①法人登記簿謄本（登録事項全部証明書）

※発行日から3ヶ月以内のもの。コピーも可

②法人定款

③使用印鑑届（様式6）

<提案事業者が任意団体の場合>

①団体の規約

②役員一覧

③使用印鑑届（様式6）

<提案事業者が共同企業体の場合>

①共同企業体届出書（任意様式）

②共同企業体協定書（任意様式）

③委任状（任意様式）

④使用印鑑届（様式6）

⑤法人登記簿謄本（登録事項全部証明書）

※発行日から3ヶ月以内のもの。コピーも可

※構成員全ての法人について添付すること

⑥法人定款

※構成員全ての法人について添付すること

⑦団体の規約

※構成員全ての任意団体について添付すること

⑧役員一覧

※構成員全ての任意団体について添付すること

(2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

カ 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。

## 8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合がある。開催日時、場所等については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書等について、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、経費見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で経費見積書を再作成し、再提出された経費見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 経費見積書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 府の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る外部有識者に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、4(1)の担当部署において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点  
※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。  
※参加者が2者の場合、選定されなかった者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

## 10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則として精算払いとするが、特に必要と認められる場合は、人件費相当額について前金払いすることも可能とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 11 その他

- (1) 企画提案書及び経費見積書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、京都府から指示があった場合を除く。
- (3) 参加表明書を提出した後、京都府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (7) 本事業は、京都府の委託事業となるため、次の点に留意すること。  
ア 京都府からの委託事業となるため、事業の成果等は府に属するものとする。  
イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や京都府会計規則をはじめとする諸規程を適用する。
- (8) 当該業務委託について、京都府の令和4年度当初予算が議決されない場合は、本業務提案募集に係る手続はなかったものとする。その場合においても当該応募に係る経費については、提案者の負担とする。